区内障害福祉サービス事業所代表者 様

練馬区福祉部障害者サービス担当課長 塚本 佳芳里 (公印省略)

施設等運営支援臨時給付金について(通知)

平素より練馬区の障害者福祉施策にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

区では、区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、下記のとおり施設 等運営支援臨時給付金を支給します。

記

1 支給対象

練馬区内に所在し、東京都知事もしくは練馬区長の指定または登録を受けており、令和6年 10月1日以降、障害福祉サービス事業所を運営する事業者を対象とします。

ただし、東京都が実施する「令和6年度障害者施設等物価高騰緊急対策支援金」の支給対象 事業所は対象外です。

- ※ 令和6年11月1日から令和7年3月1日までに指定等を受けた事業者も対象となります。
- ※ 詳細は、「別紙 施設等運営支援臨時給付金のご案内(申請要領)」のとおり

2 支給金額

申請単位等の詳細は、「別紙 施設等運営支援臨時給付金のご案内(申請要領)」でご確認ください。

請求区分	計算式
障害者通所サービス事業所	定員1人あたり給付基準額1,312円×定員数×月数
障害者(児)訪問サービス事業所	給付基準額 39,500 円×1 事業所

3 申請受付期限

令和7年2月28日(金)まで

※申請受付後、審査を完了したものから順次支給します。

4 同封資料

- ① 施設等運営支援臨時給付金について(本通知)
- ② 施設等運営支援臨時給付金のご案内(申請要領)
- ③ 施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書(第1号様式)
- ④ 施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書(記入例)

- ⑤ 委任状 (第2号様式)
- ⑥ 返信用封筒

5 その他

- (1) 本事業についてご不明点がございましたら、「施設等運営支援臨時給付金Q&A」をご参照ください。
- (2) 本事業について練馬区ホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

【掲載場所】

練馬区ホームページ (トップページ) ⇒ 保健・福祉

⇒ 障害のある方 ⇒お知らせ一覧 (障害のある方)

6 担当・問合せ先

障害者サービス調整担当課 事業者支援係 Tm: 03-5984-2825